

○新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

平成19年3月30日

規則第88号

改正 平成19年7月17日規則第165号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の取扱いについて、新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号。以下「契約規則」という。)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、特例政令の例による。

(入札参加資格に関する公告)

第3条 市長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第4条(契約規則第25条において準用する場合を含む。)に規定する入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)について、公告するとともに新潟市契約公報(以下「契約公報」という。)に登載するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をするときは、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類

(2) 契約規則第5条(契約規則第25条において準用する場合を含む。)に規定する申請(以下「入札参加申請」という。)の方法

(3) 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(平19規則165・一部改正)

(入札参加申請等)

第4条 市長は、特定調達契約に係る入札参加申請については、随時に受け付けるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、契約規則第6条(契約規則第25条において準用する場合を含む。)の規定による審査(以下「資格審査」という。)を行い、その結果について申請者に通知しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第5条 市長は、特定調達契約について一般競争入札に付そうとするときは、契約規則第8

条及び第45条の規定にかかわらず、その入札期間の末日の前日から起算して少なくとも40日前(一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前)までに、契約規則第8条第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告するとともに契約公報に登載するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

- (1) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (2) 第9条に規定する入札説明書の交付に関する事項
- (3) 落札者の決定の方法

2 市長は、前項の規定による公告において、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部課等の名称及び契約の手續において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日
- (3) 公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部課等の名称
(平19規則165・一部改正)

(指名競争入札の公告等)

第6条 前条の規定は、特定調達契約について指名競争入札に付そうとする場合における特例政令第7条の公示について準用する。

2 市長は、前項の規定により公告をするときは、指名競争入札において指名を受けるために必要な要件(以下「指名要件」という。)についても、公告するものとする。

3 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札において指名をした者への第5条の規定により公告するものとされた事項の通知は、契約規則第23条第2項及び第45条の規定にかかわらず、第1項において準用する前条第1項の規定による公告の日までにするものとする。

(公告に係る入札に参加しようとする者の取扱い)

第7条 市長は、第5条第1項(前条第1項において準用する場合を含む。)の規定による公告をした後において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者から第4条第1項の申請があったときは、速やかに資格審査を開始しなければならない。

2 市長は、前項の資格審査がその公告に係る競争入札の開札の日時までに終了することが

できないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の資格審査の結果、指名競争入札の入札参加資格を有すると認められた者のうちから、前条第2項の規定により公告をした指名要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、契約規則第23条第2項に規定する事項(契約規則第8条第7号に掲げる事項を除く。)を通知しなければならない。

4 市長は、第1項の申請を行った者から入札書が資格審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時に、一般競争入札の場合にあっては入札参加資格を有すると認められていることを、指名競争入札の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第8条 市長は、特定調達契約に係る競争入札については、郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の交付)

第9条 市長は、特定調達契約に係る競争入札により契約を締結しようとするときは、これらの競争入札に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第5条第1項(第6条第1項において準用する場合を含む。)の規定により公告するものとされている事項(第5条第1項第2号に掲げる事項を除く。)

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

(5) 契約の手續において使用する言語

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(落札者の決定の通知)

第10条 市長は、特定調達契約に係る競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とならなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次に掲げる事項を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(1) 落札者を決定した旨

(2) 落札者の氏名及び住所(法人にあっては名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(3) 落札金額

(4) 当該請求を行った入札者が落札者とならなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合は、無効とされた理由)

(落札者等の公告)

第11条 市長は、特定調達契約において競争入札により落札者を決定したとき、及び随意契約の相手方を決定したときは、その決定の日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公告するとともに契約公報に登載するものとする。

(1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

(3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

(4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所(法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに所在地)

(5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

(6) 契約の相手方を決定した手続

(7) 競争入札による場合は、第5条第1項(第6条第1項において準用する場合を含む。)の規定による公告を行った日

(8) 随意契約による場合は、その理由

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平19規則165・一部改正)

(記録の作成及び保管)

第12条 市長は、特定調達契約において競争入札により落札者を決定したとき、及び随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容その他必要な記録を作成し、新潟市文書規程(昭和42年新潟市訓令第2号)の規定により保管するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則(平成19年規則第165号)

この規則は、公布の日から施行する。